

### 第3 外部監査の結果

#### 《 結果等の理解のための説明 》

各項目の【概況】の次に記載した【監査の結果】は、指摘事項（主として合規性の問題）【意見】は、監査の結果に添える意見あるいは、合規性の問題として取り上げないが経済性・効率性・有効性の問題である。（参考）は、語句の説明等。

#### 1. 財団法人大田区産業振興協会の事業全般的事項

##### (1). 自主事業、補助事業、受託事業の概念と返戻関係

###### 【概況】

協会は、産業振興及び勤労者の福祉向上という目的に向けて、区行政と車の両輪となって協力しあい、事業の実践面を担ってきている。

そして、区は、「財団法人大田区産業振興協会に対する助成に関する条例」(平成7年6月30日 条例第31条)(以下、「条例」と称す)並びに「財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱」(平成7年9月4日 産発第493号区長決定)(以下、「要綱」と称す)に基づき、原則として、協会の運営及び事業に要する経費のうち、人件費、事務費及び事業に係る経費を補助している(条例 第2条、要綱 第2条)。

これは、協会が各種事業を実施するに当たり、区が、公益性の観点から必要とされる事業への資金助成の措置である。

協会の事業は「自主事業」、「補助事業」、「受託事業」の3種類の事業から構成されている。これらの事業を協会では、次のように区との関連から簡単に説明している。

自主事業・・・協会の資金で事務を展開している事業

(看板作成等の自主サービス業等)

補助事業・・・区から全額又は一部の補助金の交付を受けて事務を展開している事業

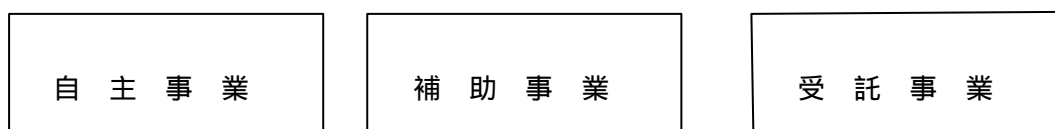
(受・発注相談事業、中小企業情報化支援事業等)

受託事業・・・区から業務委託を受けて事務を展開している事業

(大田区創業支援施設管理運営事業、大田区賃貸工場及び大田区中小企業者賃貸住宅管理運営事業等)

この関係を図示するとおおよそ次(図1)のとおりである。

(図1)



平成 16 年度における各事業構成をまとめるとおおよそ次のとおりである。

自主事業	補助事業	受託事業
1 出展料等事業	1 区補助事業	1 産業プラザ等総合受付事業
2 受講料等事業	2 国等補助事業	2 創業支援施設の管理運営事業
3 利用料等事業		3 賃貸工場及び中小企業者賃貸住宅の管理運営事業
4 広告料等事業		4 内職あっせん・相談事業
5 余暇活動等事業		5 産業プラザ管理運営事業

平成 16 年度決算書の収支計算書上では、自主事業に関する収入は事業収入の事業運営収入に、補助事業に関する収入は補助金等収入の区補助金収入と国補助金収入に、受託事業に関する収入は補助金等収入の区受託事業収入に計上されている。ただし、上記の受託事業 5. 産業プラザ管理運営事業に関する収入(産業プラザ利用料金収入)は、区との契約による利用料金制度適用の受託事業であるが、施設利用者から収入を得るといふ点を主な理由として、事業収入の事業運営収入の小科目として計上している。

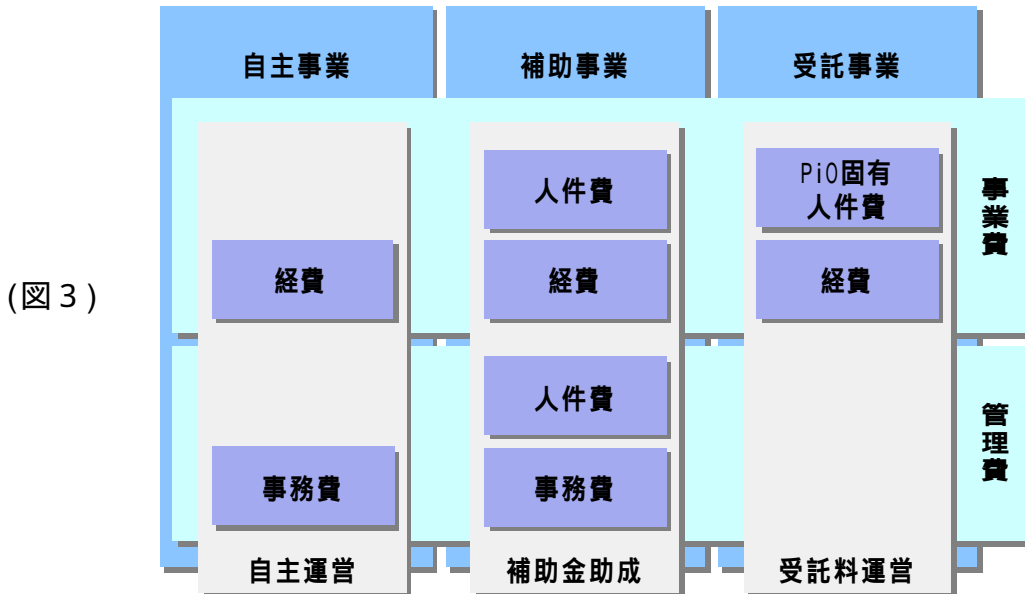
また、補助事業及び受託事業における収入は、支出主体並びに事業の性質に応じ、執行残額の返戻の要否が取り決められている。各種事業と収入及び返戻との関係を図示すると、おおよそ次(図 2)のとおりとなる。

なお、返戻の根拠は、補助事業においては条例並びに要綱に基づき作成される交付決定通知の前文により、受託事業においては「内職あっせん相談業務委託並びに大田区賃貸工場、大田区中小企業者賃貸住宅及び大田区創業支援施設管理運営委託契約書」等の個別の契約によっている。



(注) 国からの補助金収入について図では、返戻不要に区分しているが契約によっては、要返戻になる場合もあり得る。

一方、事業毎の収入に対応する支出を現在の処理で図示すると、おおよそ次(図3)のとおりとなる。



- (注1) Pi0固有人件費とは産業プラザのみに帰属する固有職員の人件費である  
(注2) Pi0総合受付管理委託業務に関する人件費部分は外部委託費として経費に含まれている  
(注3) 補助事業における人件費には上記人件費以外の全ての人件費が含まれている  
(注4) 経費、事務費は一定の基準により配賦している

【監査の結果及び意見】(前段が監査の結果であり、後段がこれに添える意見)

協会の平成16年度の決算において、要返戻事業の対象となる補助事業費に計上されていた「施設サービスグループ」の職員(1名)の平成16年度(平成16年4月1日～平成17年3月31日)の人件費につき、返戻不要事業である産業プラザ管理運営事業費に平成17年3月31日付で全額の振替処理が実施されていた。さらにこの振替に関する承認等の決裁手続は行われていなかった。このように、いわゆる要返戻事業と返戻不要事業間で、年度末に決裁手続を経ずに支出の振替があり、結果として、協会から区への補助金の返戻額は振替前の金額より多くなっていた。しかし、後述のような場合も想定されることから、業務実態に合った適切な時期に、適切な金額を振替に関する承認手続により、処理されたい。

先述の振替の件につき、協会は、その理由として「施設サービスグループ」の該当職員は貸出施設等の管理(ホール管理)に従事しているため、その人件費は利用料金対象の費用として振替えたとしている。

当該職員の職務分担表によると施設貸出等に従事することが、含まれている

ことは確認できたが、そうすると当初から補助事業費に全額計上することとした処理が適切であったとは言えないこととなる。

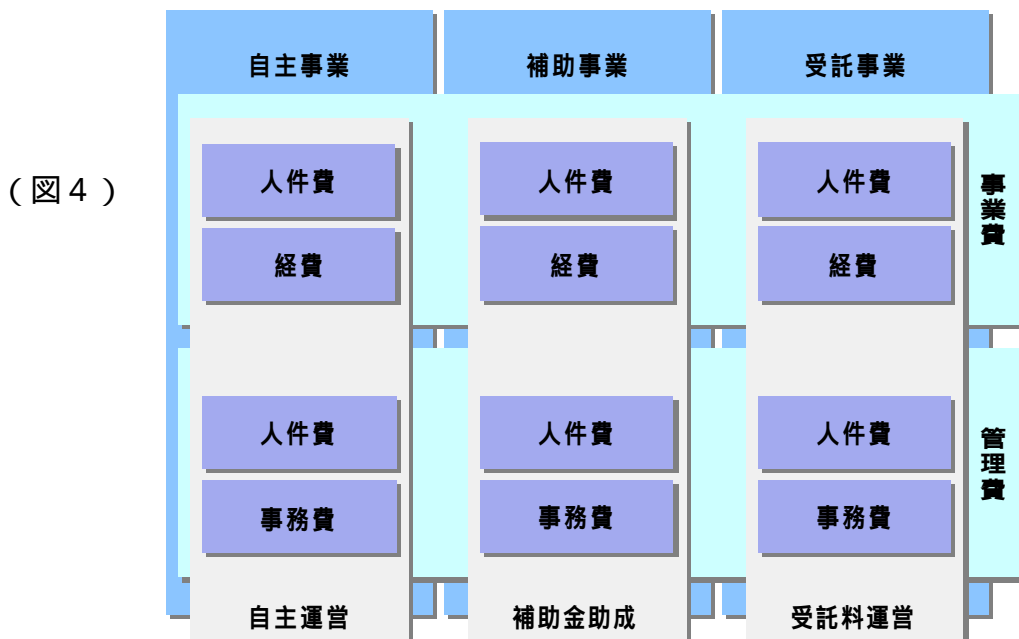
要返戻事業及び返戻不要事業に帰属する費用につき、各事業固有に把握できるものは、当然に帰属が決定するが、各事業に共通の費用については、配賦基準ないし根拠を明文化するとともに、当該基準等に従った経理処理を実施することで要返戻額を計算し、その額を区に返戻する手続を確立することが必要と考える。

今回のケースでは、結果として、協会から区への返戻額は振替前の金額より多くなっていたが、上記手続を経ずして振替が可能となっている状態は、その逆の場合も生じせしめる可能性を有しているものと考えられる。

また、期中で事実の変更等があった場合には、事前に変更等の理由を明確にするとともに所定の決裁等の手続を確立することも必要と考える。

さらに、事業全体を(図3)に示したような収入、費用の対応ではなく、一定の基準に基づき費用を事業別に把握できる体制も今後検討するよう望まれる。

(参考) 例として事業毎の収入に対応した支出の関係を次(図4)に示す。



### 【意見】

平成 16 年度決算書の収支計算書で受託事業としての産業プラザ管理運営事業（利用料金制度適用）の収入については、概況に記載したように、施設利用者からの収入という点を主な理由として、区からの受託事業収入に計上せず、事業収入の事業運営収入に 222,656 千円計上している。

一方、支出の方では、産業プラザ展示ホール等の管理運営として、受託事業費（大科目）の中に 212,578 千円計上されており、収入と支出の対応関係が明瞭ではない。

当該事業の対応関係を決算書上明瞭に表示され、整合性の採れた形で把握できるよう改善されたい。

## (2)．議事録等の管理

### 【概況】

協会では理事会等、公式の会議の開催の都度、その議案、経過並びに結果につき、議事録を作成し保存する手順をとっている。

### 【監査の結果】

協会の平成 16 年度理事会議事録並びに評議委員会議事録に於いて、議事録は作成されてはいるものの、日付が明記されていないものが散見された。議事録や契約書等における日付は、法律上重要な意味を持つ場合がある。今後の協会の発展の中で、議事録等の作成機会も多くなってくることが予想される。このような日付、内容等につき、寄付行為第 27 条に遵守し作成されたい。

## 2. 大田区産業プラザ関連事項

### (1). 利用料金の取扱

#### 【概況】

#### ア. 利用料金と利用料金制度

区では、平成14年度から大田区産業プラザ（以下、「Pi0」と称す）の管理運営業務の委託につき、いわゆる「利用料金制度」を採用している。

利用料金制度は、現行地方自治法（以下、「自治法」と称す）第244条の2第8項（改正前第4項）及び第9項（改正前第5項）を根拠とするものである。

これを受けて区では「大田区産業プラザ条例」（平成6年12月14日条例第39号）（以下、「Pi0条例」と称す）において、利用料金の限度額を個別具体的に定め、その範囲内で区長の承認を得て、管理受託者が定めるものとしており（Pi0条例第4条）、Pi0の管理受託者は協会である旨規定している（Pi0条例第12条）。

また、この利用料金うち、駐車場、付帯設備、冷暖房設備等の利用料金については、「大田区産業プラザ条例施行規則」（平成7年9月29日規則第79号）（以下、「Pi0規則」と称し、これとPi0条例と総称して「Pi0条例等」と称す）において、利用料金の限度額を個別具体的に定め、その範囲内で協会がこれを定めるものとしている（Pi0規則第6条）。

さらに、区との間で利用料金の設定につき、協会は、Pi0条例等に示された料金を上限として区長の承認を受けこれを設定する旨並びに減免（対象、要件、割合）については、Pi0条例等による旨の規定を覚書（以下、「Pi0覚書」と称す）により明記している（Pi0覚書第4条）。

なお、「大田区産業プラザ条例」、「大田区産業プラザ条例施行規則」、「Pi0覚書」については、後述の（参考）に一部を掲載した。

#### イ. 自主事業に関する利用料金

協会では、利用者に対する「利用案内」を作成している。このうち、「Pi0貸出備品」、「Pi0のサービス（看板作成）」並びに「Pi0のサービス（インターネット）」については、協会が独自に料金を定め、自主事業として行っているものである。

## 【監査の結果】

### ア. の件について

現在、協会では、Pi0 条例等に規定された料金を上限として大田区産業プラザの利用料金を設定しているが、利用料金制度以前の料金を引き継いだ経緯があるとして、区長の承認は受けていない。

しかし、この場合、実際には区との間で締結された覚書が遵守されていないことになるので遵守されたい。

## 【意見】

### イ. の件について

協会が独自に料金を定める際、区長の承認は受けていない。

自主事業の料金についても、協会は、建物施設自体の減価償却費を負担せずに済むこと、補助金の補填部分があること、公益性の観点から法人税等に優遇措置があること、さらには区との関係における資金調達上の信用力があること等、区側の要因により利用料金の引下げが可能と考えられる。従って、民間の料金との関連を考慮しつつ、区の承認等の手続きは必要であり、さらにその承認の際には、必要な利用料金の根拠を明示されたい。

## (参考)

大田区産業プラザ条例より抜粋

### (利用料金)

#### 第 4 条

- 2 施設の利用料金は、別表に掲げる額を限度として、区長の承認を得て管理受託者が定める。
- 3 付帯設備及び特殊器具の利用料金は、5 万円の範囲内において規則で定める額を限度として、区長の承認を得て管理受託者が定める。
- 4 特別に電気、水道又は冷暖房設備を利用するときは、区長が相当と認める実費を徴収する。

### (管理の委託)

#### 第 12 条

区長は、施設等の管理を財団法人大田区産業振興協会に委託する。

大田区産業プラザ条例施行規則より抜粋

### (利用料金)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の施設の利用料金のうちの駐車場利用料金並びに同条第 3 項及び第 4 項に規定する利用料金及び実費は、別表第 2 に定める額を限

度として条例 12 条の規定によりプラザの施設等の管理を受託する者が定める。

Pi0 覚書より抜粋

(利用料金の設定)

第 4 条 利用料金は、大田区産業プラザ条例及び大田区産業プラザ条例施行規則に示された料金を上限として、乙(協会)が区長の承認を受け設定する。利用料金の減免対象要件及び割合については、条例及び規則による。

## (2). 大規模修繕と費用負担

### 【概況】

協会は Pi0 条例等に基づき区と Pi0 覚書を締結して Pi0 の管理運営を受託している。Pi0 覚書によると、施設等の大規模修繕に係る経費は区の負担とし(第 5 条第 1 項)、施設等の小破修繕並びに備品の修理、買換え及び新規購入に係る経費は協会の負担としている(同条第 2 項)。但し、高額となる場合には区と協議の上、区の負担とすることができる旨が、明記されている(同条第 2 項但書)。また、協会の負担で修繕した施設等は区の行政財産とし、修理、買換え、新規購入した備品類は協会への管理委託物品とされている(同条第 3 項)。

### 【意見】

Pi0 に関する施設等の負担関係は概況に記載のとおりであるが、負担区分につきその定義が明瞭とはいえない。躯体部分は区、それ以外は協会という了解がなされているとのことではあるが、Pi0 覚書にはその記載は無い。

例えば、平成 16 年度に、一階大展示ホールピットの 1 千万円を超える改修工事が実施され、区と協会の双方で一定の負担割合に応じて負担するという事例が存在した。

当該金額が大規模修繕に該当するか否かの判断は、その工事内容から躯体ではないという観点で Pi0 覚書第 5 条第 1 項ではなく、Pi0 覚書第 5 条第 2 項但書を適用し、双方の負担扱いになった(但書の甲の負担とすることができるの解釈は、甲の部分負担を含むとして取り扱っている)。また、負担割合は、当該工事が、臨時的なものであることから、予算編成時に、Pi0 の協会管理の面積とそれ以外の区の面積を参考にして取り決められた。その結果、協会は、38.38%を負担することになった。



このように今回の修繕は、Pi0 覚書第 5 条第 2 項が、想定している金額よりはるかに大きいと考えられる。今後、このような躯体の修繕とは、明確に言えない高額な修繕等の発生もありうることから、当該覚書を見直すとともに負担割合に一定基準を設けられたい。さらに、大規模修繕の定義も明確化し、当該定義に従った処理することが望まれる。

### (3) 貸出施設の設営・撤去業務委託

#### 【概況】

協会は、Pi0の貸出施設の設営並びに撤去（含：作業に付随する清掃）の業務（以下、「会場設営業務」と称す）を業者に委託している。会場設営業務は、Pi0の清掃業務と連携させることにより、業務の効率化並びにスケールメリットを生かしたコスト削減も可能となる。

しかし、平成16年度の当該業務委託契約の稟議書では、前年度実績より約1,880千円多くなっていたが、委託先選定理由には、ほぼ先述の業務効率化の記載があった。

#### 【意見】

区はPi0の清掃業務を業者に委託していることから、協会も業務効率性の観点から会場設営業務につき同一の業者に委託せざるを得ない状況下にあった。

これには、大田区産業経済部が協会と同様Pi0内部にあり、区役所の一部（公の目的のために設置された施設であっても住民の利用に供することを目的としていない施設と解するため）が、当該建物に入っていることから、Pi0全体を「公の施設」として取扱うことができず、Pi0の清掃業務の管理までも全面的に協会に委託することは困難であるという観点から、Pi0の清掃業務については区が直接入札による業者選定及び業務委託をせざるを得ないという事情がある。

さらに、協会の会場設営業務は、効率性から清掃業務と関連するものとして区と同一業者に委託するものと解せられる。

実際、区は、当該清掃業務の委託を直接入札により、平成16年度は、新しい業者に委託した。その結果、区の平成16年度当該委託契約では、平成15年度と比較して約3,811千円を減額することができた（但し、区と協会の間では当該清掃委託費を建物の管理する面積を参考に負担割合を協会約24.4%としており、協会にも相応の分約931千円は、減額影響している。）

しかし、協会の会場設営業務委託においては、平成15年度と比較して当該業務の同一業者への委託契約（随意契約による）につき、委託業務目的は何等変わらないと解されるにも係わらず、平成16年度に約1,880千円の増額となった。結局、協会は、平成15年度と比較して当該清掃業務と会場設営業務の委託費合計で平成16年度に約949千円増額された。

この点について、先述の事情を考慮しても、協会としては、概況に記載した稟議書の業務の効率化並びにスケールメリットによるコスト削減とは、言えない。

このような考え方に立てば、随意契約による契約の合理性は乏しい。平成15年度に委託した業者を例にすれば、平成16年度より安価であることから、会場

設営業務のみであれば、同額は難しいかも知れないが、協会は、少なくとも他にいくつかの見積もりを取り効率的な契約の可能性を検討すべきと考える。

また、同一業者に対し区と協会のこれらの契約金額合算で考えると、平成 15 年度と比較して 1,931 千円の減になり、区の清掃業務委託契約 3,811 千円減の約 2 分の 1 となっている。

よって、区が Pi0 の清掃業務に関して業者を選定する際は、区と協会が連携し各々かつ全体として、経済的効率的結果となるよう業者選定を行う等の方策も考えられる。

なお、「公の施設」の説明として次の（参考）に地方自治法より抜粋を掲載した。

（参考）

地方自治法第 244 条より抜粋

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

### 3. 勤労者共済関連事項

#### (1). 勤労者共済給付金等準備積立基金

##### 【概況】

協会では、中小企業勤労者に対する勤労者共済・福祉事業を行っており、その運営は、次のように定められている。

財団法人大田区産業振興協会勤労者共済事業実施規程（以下、「共済事業実施規程」と称す）

（設置）

第 15 条（ ）は、追加した。）

勤労者共済事業の運営に関し理事長の諮問ならびに意を具申するため、勤労者共済事業運営協議会（以下「協議会」と称す）を置く。

当該事業収入は、事業運営のための会費等収入及び区からの補助金収入等から成っている。

このうち、協会では会員から徴収した会費を主たる財源として、その活動の残金を勤労者共済事業給付金等準備積立基金（具体的には給付金等準備積立預金及び給付金等準備有価証券から構成され、以下、「基金」と称す）に積立てて運用している。

平成 16 年度において、協議会の協議結果も得て 10 年会員に対して記念品として 10,000 円の商品券を給付する決定がなされ、多額の積立預金の取崩が行われた。よって当該「基金」残高は、前年残高より約 13,000 千円減少した。

一方、基金の積立については、「財団法人大田区産業振興協会勤労者共済事業給付金等準備積立基金規程」（平成 7 年 10 月 1 日規程第 17 号）（以下、「基金規程」と称す）第 2 条（積立金額）で「基金として積立てる金額は、毎年度の予算に定める」と規定されている。

しかし、現実には基金の積立額は、前年の「大田区産業振興協会勤労者収入支出決算」における（当期）収入支出差引額を積立てることが慣習になっている。つまり、この慣習によると、予算編成（3 月まで）が、前年度の決算の確定（5 月まで）を待たずに行われているため、正確な確定額をタイムリーに予算に織り込めず、積立額の当初予算額と決算額に乖離が生じることとなる。

【監査の結果及び意見】(前段が監査の結果であり、後段がこれに添える意見)

本来、当該積立基金については、勤労者共済給付金等準備のためのものであり、積立金の目的、事業計画等でその積立金の規模が決まるものと考えられる。よって、目的の必要額を本来予算計上すべきであり、(当期)収入支出差引額、いわゆる当期収支差額に固執する必要はないと考えられる(平成16年度までは、積立金の積立金額につき、特に取扱いの規定は存しなかった)。

また、たとえ(当期)収入支出差引額を次年度予算で積立て、翌年度執行するという方法でも、約1年のタイムラグが生じ、基金規程第2条の運用が適切に機能されているとは言い難い。さらに、当初から補正予算が必要と考えられるのも望ましくない。

よって、当該積立金の目的に見合う予算措置とその執行をされたい。

また、概況に記載した10年会員に対する10,000円の商品券給付する共済事業実施規程の一部を改正する決定がなされた。その結果としての当該「基金」の多額の取崩は、慶弔関係給付の見直しと同時期に設けられたもの(現会員への給付に重点を置く方向)であることを斟酌しても、当該給付の要否並びに金額に関して、共済事業としての計画的かつ合理的な根拠があるものとは言い難い。

基金の積立て及び取崩については、積立金の目的、当該事業の収支状況、会員数及び会員の年齢構成、補助金の投入割合等を踏まえたうえで合理的基準を設定し、当該基準に合った決定がなされるべきものとする。

## (2) 勤労者共済事業の収支状況

### 【概況】

毎年度、勤労者共済事業の収支状況については、「大田区産業振興協会勤労者共済事業収入支出決算」(以下、「資料」と称す)において協議会で同意されている。

また、勤労者共済事業に係る収入は、主に次にあげるものから構成されている。

- ・ 会員からの入会金収入、掛金収入
- ・ 余暇活動等事業収入(チケットの売上等)
- ・ 区からの補助金収入
- ・ 積立金の運用収入

このうち、少なくとも区からの補助金は毎年度精算され、返納されていると考えられることから、返納後の残額は、協会の資金として残るものとなる。

### 【意見】

ア. 毎年度、勤労者共済事業に関して当該事業の収支状況を表す「資料」があり、この「資料」はあくまで収支状況を示す点もあるが、決算書の収支計算書としては主に次の点による正確な表示がなされていない。

「給付金等準備積立預金支出」の表示が欄外になっており、「資料」の支出の欄に記載されていない。

資金の把握

本資料の利用目的を明確にするとともに、その目的に合致した適切な資料にすべきである。

イ. 上述の共済事業の「資料」の収入支出差額は、次年度以降の積立金繰入額の指標として活用される。しかしながら、現在の状況は、協会の資金との関係で正確に把握されているとは言い難い。

したがって、目的に合致した「資料」を作成するとともに、協議会の当該「資料」における収支状況の同意について、その意味を明確にするためにも、協会の他事業との区分を適切な形で行い、分離する方向も検討されたい。

### (3)．自主事業と補助事業における費用の配賦基準等

#### 【概況】

「余暇活動に関する事業」の中に、会員対象のバスツアーがある。このバスツアーには、協会主催企画の場合と旅行業者企画パンフレット等を利用する場合があります、いずれも申し込み会員に対しての抽選で当選し自己負担分を払い込むことが条件である。

前者 について、協会はバス賃借料分を賃借料として、後者 について、企画が宿泊か日帰りかの区分、会員か同伴家族かによって一定額を利用補助費として補助している。

しかし、さらに協会は、当該補助費用のうち平成 16 年度前者 については、232 千円(バス 8 台分予算の 1/4)、後者 については、93 千円(バス 3 台分予算を目安にした分の 1/4)を区の補助金で賄っている。即ち、この分は補助事業と考えられる。また、 の企画での各々のバスには、協会職員が添乗していることもあり、この人件費も区の補助対象となっている。

#### 【意見】

この のバス代の 1/4 の根拠は、予算承認によるものであるとのことであったが、バスの賃貸に関する費用を自主事業部分と補助事業部分に分けており、自主財源が 3/4、補助が 1/4 という割合についての合理的根拠が明確になってない。 についても同様と思われる。

この 1/4 という割合が予算承認という手続きのみにより任意に決定できることには、その時点の判断が優先し計画性等に疑問が残る。特に定められた基準もなく、協会には他に自主財源である積立金が存在するだけに、この割合が変更されることもあり得ることとなるからである。

また、 、 とも区の補助金部分については、補助事業と解せられることから予算時とほぼ同額補助ではなく実績による精算が必要と考えられる。

その結果として、一般的には、予算時に算定した補助金に対し返戻が生じる場合又は実績の方が多くなる場合があり得る。しかし、現在の処理は、あくまでほぼ予算時に承認された補助金額としており実績精算をしていないため、これらの取り扱いにも合理性があるとは言い難い。

本来、当該事業は、協会の共済会員活動であることから、会員の自己負担超過分については、協会の自主財源による補助で賄うことが、自然と考えられ、区の補助金投入の必要性も含め当該事業の取り扱いを総合的に検討されたい。

#### (4). 現金等の現物管理

##### 【概況】

協会には「財団法人大田区産業振興協会財務規程」(以下、「財務規程」と称す)があり、第4章 金銭(第22条から第38条)において現金及び預金の出納、収納並びに保管等に関して規定されている。例えば、財務規程第31条第1項残高の照合には、「出納責任者は、現金については毎日の現金出納終了後その残高と帳簿残高とを照合しなければならない。」と規定しており、第32条第1項金銭の過不足には、「金銭に過不足が生じたときは、出納責任者は遅滞なく出納役に報告し、その処置について出納役の指示を受けなければならない。」と規定している。

即ち、一般的に現金や回数券等の各種チケットは金庫等の特定の保管場所に保管され、必要に応じて随時出納され、当該出納の事実に基づき出納帳等の帳簿に記録されるとともに、出納の事実の裏づけとなる領収書やレシート控等の証憑と照合され、また、日々、残高を検証し、金種表等に残高の事実を明記し、出納帳上の残高と照合の上、出納帳の閉め処理を実施することと考えられる。

##### 【監査の結果】

現金実査という手続きを行ったところ、共済口の現金等について、大半、現金出納帳に残高の記載がない点、日々の残高チェックがなされていない点等、財務規程第26条、第31条を十分に充たしていない管理状況であった。今後は、現金出納及び各種チケット等(高速券等)の管理を徹底されたい。

#### (5). 勤労者共済用記念品の給付

##### 【概況】

会員への給付金については(1)に記載のとおり平成16年度の共済事業実施規程の改正により、継続会員で会員期間が満10年に達したとき、及び以降10年経過した毎に、記念品として10,000円分の商品券(大田区商店共通商品券)を給付することとなった。

##### 【意見】

勤労者共済事業の全ての事業が自主財源のみで運営されているわけではなく、補助金の投入を受けている。10年継続会員に対しては、記念品として商品券を交付している。

この給付事業を行った結果、未渡の商品券が、当初見越した以上に発生している。商品券の購入及び在庫の管理方法を見直されたい。

また、先述の1の(1)に記載したように費用配賦との関連から考えると、これ



ら商品券の財源が 100%会費とは言い難く、補助金部分も含まれている可能性もあり、今後共済のこのような事業は、財源を慎重に考えられたい。

#### (6). ビジネス講習会の費用負担

##### 【概況】

勤労者共済においては、会員及び区内在住の方並びに区内在勤の方を対象に、例年ビジネス英会話等の講習会が開催されている。当該講習会の企画施行は勤労者共済において実施され、講師は外部に委託している。

##### (講習会概要)

英語初級 英語中級 中国語

定員各 20 名 各全 12 回 受講料 10,500 円/人 (他テキスト代)

参加者 英語 各 20 名 中国語 12 名

当該講習会の平成 16 年度収入総額 (受講者からの収入) は、652 千円、これに対する支出総額は 990 千円となっており、この支出超過分に対する負担は、実質的に協会が自主財源で補助する部分もあるが、講師の謝金部分予算額の 1/3 は、区よりの補助金で賄っている。平成 16 年度の講師の謝金の予算は、720 千円で 1/3 の 240 千円の区補助金が投入されている。講師の謝金実績は、760 千円であるが、予算実績の差額は、協会負担としている。

##### 【意見】

当該事業も協会自主事業と一部補助事業で構成されていると考えられる。

講師謝金予算額の 1/3 という区の補助対象割合が予算承認という手続きのみにより任意に決定できることは、協会には、他に自主財源がある積立金が存在するだけに、特に定められた基準もなく、この割合が変更されることもあり得ることとなる。

さらに、上記概況によると支出超過額は、区の予算額と同額の補助金 240 千円で賄うと、残の 98 千円が協会の負担となっている。このように協会の財源負担が少ない感があるのは、前述の 3.(3).のバスツアーと違って協会負担は、受講者からの収入も含めたところで、基本的に区の補助との割合が算定されたと解せられ、考え方に統一性がないように思われる。

また、補助金の実績精算によっては、区補助金の返戻の問題もあり得る。

当該事業は、会員及び区内在住の方並びに区内在勤の方を対象であることを考慮した上で、費用負担等につき (予算承認だけでなく) 明確な基準の設定が

必要と考える。

さらに、区の補助の対象としての有効性も検討されたい。

#### 4. 個別事項

##### (1). 特定預金、引当資産等の計上根拠

###### 【概況】

協会では、「退職給与引当預金」、「機器買替等準備積立預金」、「産業プラザ修繕等準備積立預金」、「運営資金等引当預金」、「運営資金等引当有価証券」、「給付金等準備積立預金」、「給付金等準備有価証券」等を、特定預金・引当資産として貸借対照表上、固定資産に計上している。

###### 【意見】

これらの特定預金、引当資産等のうち、計上根拠に不明確なものが存在する。

現在、協会における「退職給与引当預金」以外の特定預金・引当資産等については、支出の発生、目的等が明確化されておらず、「支出の時期は確定していないが、支出の発生が明確に予定され、かつ支出の目的が特定されている預金」という日本公認会計士協会公益法人委員会研究報告第4号の定義に該当しないと解され、同報告の「特定預金の名称を使用したものであっても単なる積立預金や、将来の予想しうる支出額を超えて積立てられた預金」に該当すると解される。

したがって、具体的な計画のもとでの積立とは言い難い面もあり、これらの特定預金・引当資産等の計上根拠を明確にされたい。

##### (2). 発生主義に基づく賞与の把握

###### 【概況】

現行の公益法人会計基準第6貸借対照表「1貸借対照表の内容」には、「貸借対照表は、当該事業年度におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を表示するものでなければならない」と規定されている。

###### 【意見】

賞与については、年度末時点で支給対象となる期間（協会は、区に準じた支給方法によっているため）のうち発生済みの決算確定時の未払部分については、法的債務性も強いことから流動負債として計上することが望まれる。

### (3)．収支報告書の様式等

#### 【概況】

協会では、平成 16 年度より事業別マネジメントを実施しているという観点から、収支計算書の表示方法を変更している。

具体的には、特に従来支出の部の中科目（事業名）小科目（細事業名）節科目（支出科目）別に表示されていた（例、会議費 旅費交通費 等）が、平成 16 年度は、当該支出の部については、中科目を事業名とし、小科目を細事業名とし節科目を削除した。

#### 【意見】

事業別マネジメントを実施していることによる収支計算書の決算書様式の変更とのことであるが、収入における事業区分と支出における事業区分に統一性が無く、収支対応関係を把握することは困難である。よって、経理処理上も事業単位での収支の対応関係を見るには極めて煩雑な処理を経由しなければ見ることはできない状態となっている。

当該変更によって、細事業に係る事業費の把握がなされたことになるが、細事業に係る費用の内訳科目が、表示されないことになった。

事業別のマネジメントの有効性の観点から、可能で合理的なシステムの構築を検討されたい。

#### (4). 役員報酬規程について

##### 【概況】

協会における役員は理事 9 名（理事長、副理事長、専務理事を含む） 監事 2 名である。そのうち、常勤役員は専務理事 1 名のみである。

協会の常勤役員である専務理事（管理グループディレクター兼任）の報酬については「財団法人大田区産業振興協会寄付行為」（以下、「寄付行為」と称す）第 19 条及び「財団法人大田区産業振興協会役員の費用弁償に関する規程」（以下、「役員弁償規程」と称す）第 2 条第 1 項及び第 2 項に基づき支給している。

常勤役員(専務理事)については、現在、区職員の給与支給基準に準じて報酬が支払われている状況にあるが、特に役員報酬規程はない。

##### 【意見】

寄付行為第 16 条による役員の職務に係る部分については、役員報酬として処理するとともに、役員に関する報酬規程を整備し、運用していくことも必要であると考えられる。

#### (5). 基本財産の安全性の確保等

##### 【概況】

協会は、基本財産 5 億円を仕組債（パワーリバース・デュアル債）で運用している。償還期間は 24 年から 30 年と長期にわたるものであるが、利回りは年利 3.5～4.5%（当初の金利であり、変動金利）と高利回りと期待されるものである。

##### 【意見】

寄付行為第 7 条 2 項では、「基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、または国債、公債その他安全確実な有価証券に替えて理事長が保管しなければならない。」とある。このことから、区及び協会は基本財産の安全性を常に注視してゆく必要がある。よって、本運用に関しては、区への定期的でタイムリーな状況報告等がなされるよう望まれる。

また、基本財産ではないが、協会が保有する有価証券（流動資産とその他の固定資産に計上分）についても、常に時価を注視して安全性の確保を図られたい。

#### (6)．環境福祉展の値引処理

##### 【概況】

協会は例年、区との共催で環境福祉展を開催している。これは区内外の企業より、福祉関連の出展を促し、関係者間の交流や情報交換を目的とした展示会である。

当該展示会の出展に関する募集等の事務手続は協会によって実施されている。出展に関する料金は、「小間利用料金一覧表 兼 割引額一覧表」により予め定められているが、規定料金の値引がなされているものが散見される。

##### 【意見】

規定を超える値引等は、当該理由を明確にした上で所定の決裁を受けることが他の正規出展料金の出展者との公平性の観点からも望まれる。

#### (7)．大田区産学連携研究開発施設使用における最終決裁

##### 【概況】

協会は、中央八丁目にある大田区産学研究開発支援施設の管理運営を受託している。当該施設の使用に関する募集は、平成 16 年 1 月 30 日を期限として協会により実施された。その後、所定の審査手続を経て、採択された企業と協会との間で、建物賃貸借契約書が締結された。

一方、物件の所有は区であり、区と協会との間で当該施設に関する使用貸借契約が締結されている。当該使用貸借の目的は、「大田区内に事業所を有する企業で、大学等研究機関と共同研究等による製品開発・技術開発を行う企業・団体への支援をおこなうもの」とされており、平成 16 年 1 月 20 日から平成 24 年 3 月 31 日までを当初の契約期間年とし、無償にて貸付を受けている。当該使用貸借の根拠は、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 6 号)とされている。

当該契約に基づき、協会は区より当該物件の維持管理義務を負い、同時に水道光熱費、50 万円未満の小修理等維持管理に関する一切の料金も負担する義務を負う。その反面、当該使用貸借契約に基づき、物件の賃貸借契約の契約主体は協会となっており、賃料の設定並びに収受も協会が実施しており、既述の Pi0 における利用料金制度と類似した形態となっている(厳密には当該物件は区の普通財産に該当することから、利用料金制度ではない)。

**【意見】**

当該施設の審査後の決定承認は、「財団法人大田区産業振興協会事務局の組織及び庶務に関する規程」(以下、「組織規程」と称す)により、当該事業が組織規程の第6条関係、別表1の件名6の1、重要な申請照会、回答、報告及び通知をすることに該当すると解される。このように考えれば、理事長決済が必要であり、書類として残すべきである。

一方、区の物件を使用貸借している企業との賃貸借契約に基づく収支について残が生じた場合の取り扱いには、他の事業に使用されることなくあくまで本来の目的に充当されるよう留意されたい。

以 上